

特定療養費に関する事項

1 特別の療養環境の提供

部屋番号	料 金
417 号室	6,000 円
210 号室	4,500 円
211 号室 415 号室 416 号室	3,500 円
301 号室 306 号室	2,500 円

2 入院期間が 180 日を超える入院

入院治療が安定されて患者様の事情により 180 日超えて入院されている患者様につきましては、180 日以降の入院料及びその療養に伴う世話その他に係る料金（入院基本料の 15%）として下記の料金を徴収いたします。

2 階・4 階（障害者施設等一般病棟対象患者様を除く）	1,910 円（消費税込）
-----------------------------	---------------

※詳細につきましては、事前に患者様へ担当者がご説明いたします。

3 医科点数表に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの。

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 1 単位	2,700 円（消費税込）
運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 1 単位	2,040 円（消費税込）

2025 年 6 月 1 日 菊野病院 管理者